

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5	-
	会社都合 退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6	16.3

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(71.5%)をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職金の額

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給月数	自己都合 退職	1.0	1.5	3.5	5.5	8.0	11.0	13.5	15.5	15.5
	会社都合 退職	1.3	2.0	4.5	7.0	9.0	12.0	15.0	17.0	17.0

IIV

別表3 (再掲)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5	-
	会社都合 退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6	16.3

(備考)

- 1 退職金については、退職時の所定内賃金に退職金の支給月数を乗じて得た額を支給する。
- 2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 3 退職金の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。